

## 《参考》

○ 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）（抄）

第1条（略）

2 食用不適米穀とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により、販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。）、又は販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならないこととされている米穀をいう。

○ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第6条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。